

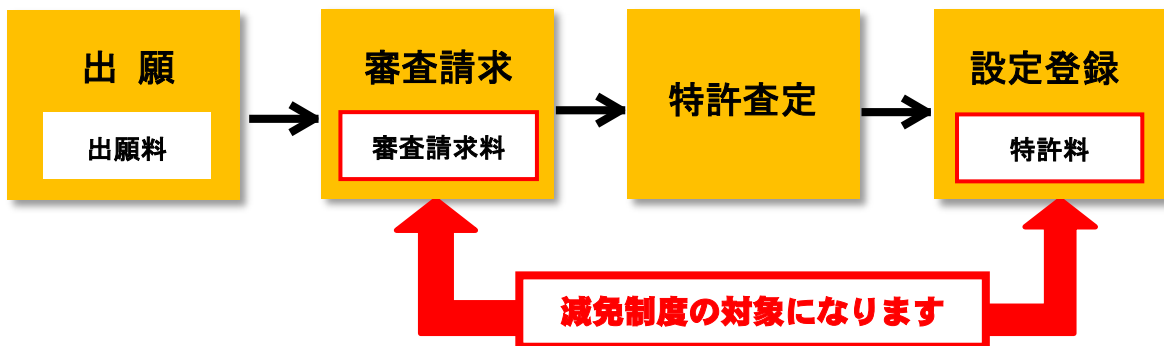
減 免 制 度

特許料・審査請求料等が安くなります！

減免制度とは？

特許権を取得するときには、特許庁に対し手数料等として「出願料」、「審査請求料」、「特許料」の支払が必要になります。

減免制度は、中小企業、個人及び大学等を対象に、上記手数料のうち「審査請求料」と「特許料特許料（1～10 年分）」の支払が減免されるもので、減免を受けるそれぞれの手続きに併せて、「軽減申請」をすることにより、手数料が軽減されます。



こちらのページでは、研究開発型中小企業を対象とする減免制度（旧減免制度）及び、中小ベンチャー企業、小規模企業等を対象とする減免制度（旧減免制度）についてご紹介します。御不明な点等ありましたらお問い合わせください。

【問い合わせ先】

九州経済産業局 地域経済部産業技術革新課 知的財産室
TEL：092-482-5463

※審査請求日によって適用される減免制度（減免を受けるための要件、手続）が異なります。

- 2019年3月31日以前に審査請求をした案件の減免制度（旧減免制度）に該当する研究開発型中小企業、公設試験研究機関、地方独立行政法人に対する軽減措置については、管轄の経済産業局等知的財産室へ申請となります。
- 2019年4月1日以降に審査請求をした案件の減免制度（新減免制度）については減免申請先が特許庁に一元化されておりますので詳しくは特許庁のホームページ「特許料等の減免制度」をご覧ください。

特許庁HP <https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmensochi.html>

【A】研究開発型中小企業を対象とする減免制度（旧減免制度）・・・2ページ

【B】中小ベンチャー企業、小規模企業等を対象とする減免制度（旧減免制度）・・・5ページ

【A】研究開発型中小企業を対象とする減免制度(旧減免制度)

1 軽減の内容

研究開発型中小企業を対象として、審査請求料及び特許料（第1年分から第10年分）が半額軽減されます。また、既に支払った「審査請求料」及び「特許料」も、「軽減申請」を行い、減免の対象となる場合には、支払日から1年以内に特許庁へ請求することにより、減免金額の変換を受けることも可能です。

2 対象者

研究開発型中小企業とは、次の1. 及び2. の要件を満たす個人事業主・会社及び事業協同組合等です。

1. 【中小企業要件】「個人事業主」または「中小企業」等で、会社の場合、下記の「従業員数要件」又は「資本金の額、出資の総額要件」のいずれかの中小企業要件を満たす必要があります（個人事業主の場合は、従業員数要件のみ）。業種により条件が異なりますので御注意ください。
※中小企業等事業協同組合、事業共同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会等(他にも対象となる組合等があります)。
詳細は各経済産業局等にお問い合わせ下さい。

従業員数要件

- a. 製造業、建設業、運輸業その他の業種（b から e を除く）の場合 300 人以下
- b. 小売業の場合 50 人以下
- c. 卸売業又はサービス業の場合（ソフトウェア業、情報処理サービス業を除く）100 人以下
- d. 旅館業の場合 200 人以下
- e. ゴム製品製造業の場合(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業及び工業用ベルト製造業を除く) 900人以下

資本金の額、出資の総額要件

- a. 製造業、建設業、運輸業その他の業種（b 及び c を除く）の場合 3 億円以下
- b. 小売業又はサービス業の場合（ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除く）5 千万円以下
- c. 卸売業の場合 1 億円以下

2. 【研究開発要件】（a）又は（b）の中小企業であること
（a）収入金額に占める試験研究費等の割合が3%を超える※1
（b）SBIR補助金の交付や経営革新計画等の承認（認定）事業関連した出願

※1 設立の日から所定の月（個人事業主は事業開始の日から27月、会社及び事業協同組合等は設立の日から26月）を経過しておらず、上記の試験研究費等比率が算出困難な場合は、「常勤の研究者数が2人以上で、常勤の役員・従業員数の合計人数の1/10以上」が要件となります。

【重要なお知らせ】

研究開発型中小企業要件に係る「試験研究費等比率」計算方法の変更

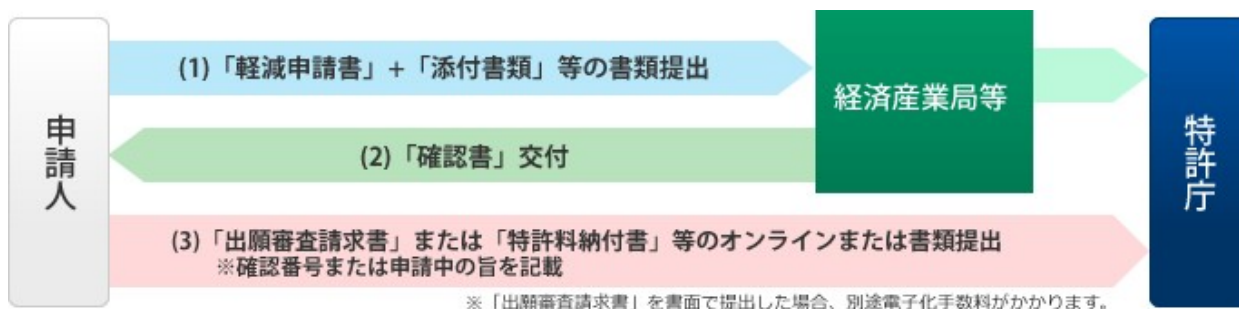
平成27年6月1日より、減免申請の対象となる要件のうち「研究開発型中小企業であること」の証明方法の一つである試験研究費等比率の計算方法が、以下の通りに変更となりました。

【平成 27 年 6 月 1 日からの計算方法】

$$\frac{\text{試験研究費及び開発費の合計金額}}{\text{収入金額}} > 3\%$$

収入金額
(売上高 + 営業外収益 + 特別利益 - 固定資産 または
有価証券の譲渡による収入金額 - その他収入金額から除外するもの)

3 軽減申請の手続きの流れ



軽減申請を行う場合は、(1) 特許料軽減申請書又は審査請求料軽減申請書に加えて、各要件を確認できる添付書類を経済産業局等に提出し、(2) 経済局から交付された確認書の確認書番号を(提出する(3)の書類に)記載して出願審査請求書又は特許料納付書を特許庁へ提出することとなります。

4 軽減申請に必要な提出書類

1. 「特許料（審査請求料）軽減申請書」及び「確認項目」

軽減申請をする時期については、原則、審査請求料軽減申請は審査請求直前に、特許料軽減申請は特許査定後に申請してください(第1年分から第3年分までの特許料は特許査定の際の謄本の送達から30日以内に特許庁に納付する必要があります)。

※既に、審査請求料（特許料）軽減申請書を九州経済産業局へ提出したことがあり、提出物件の援用が可能な書類については、申請書に援用元の提出日・出願番号・援用する書類名を記載して提出してください。(九州経済産業局にご確認ください)

<記載例>

令和2年〇月〇日提出（出願番号 2008-000111）の審査請求料軽減申請書に添付の以下の書類を援用する。

- ・ 法人の登記事項証明書
- ・ 会社パンフレット
- ・ 職務発明規程

◆申請書の様式、及び、申請書類の作成方法等の詳細は、特許庁のホームページ「研究開発型中小企業に対する審査請求料及び特許料（第1年分から第10年分）の軽減措置について」をご覧ください。

https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/chusho24_4.html

2. 各要件を確認できる添付書類

①〔中小企業要件〕の証明

主たる事業を確認するための書類	会社パンフレット、会社ホームページの写しなど
▼以下のいずれかの書類	
資本金の額が証明できる書類	登記事項証明書、財務諸表など
従業員数を証明できる書類	労働保険申告書など

②〔研究開発要件〕の証明

収入金額に対する試験研究費等の比率（3%超）を証明できる書類	財務諸表など
「経営革新計画等の承認（認定）」であることの証明	承認（認定）書及び事業計画書
「SBIR 補助金交付事業者」であることの証明	「補助金交付決定通知書」及び「補助事業計画書」

5 軽減申請先〔「【A】研究開発型中小企業を対象とする減免制度」〕

〒812-8546

福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎本館

九州経済産業局 地域経済部産業技術革新課 知的財産室宛

電話 092-482-5463

f a x 092-482-5392

初めて申請書を提出する場合は、事前に九州経済産業局にお問い合わせください。

【B】中小ベンチャー企業、小規模企業等を対象とする減免制度(旧減免制度)

**中小ベンチャー企業、小規模企業等を対象に
国内・国際出願に係る審査請求料・特許料等が3分の1に軽減されます!**

産業競争力強化法に基づく特許料等の軽減措置により、国内出願を行う場合には「審査請求料」と「特許料」、国際出願(日本語でされたものに限る)を行う場合には「調査手数料・送付手数料・予備審査手数料」の軽減措置が受けられます。

1 軽減の内容

- 審査請求料 1/3に軽減
- 特許料(第1年分から第10年分)1/3に軽減
- 調査手数料・送付手数料1/3に軽減
- 予備審査手数料1/3に軽減

※ 1/3に軽減後の額に端数が生じた場合、10円未満の端数は切り捨てた額で納付して下さい。

2 対象者

平成26年4月から平成30年3月までに特許の審査請求又は国際出願を行う場合で、かつ、(1)～(4)のいずれかに該当する方が対象となります。なお、特許料の軽減に関しては平成26年4月から平成30年3月までに特許の審査請求を行った案件が対象となります。

- (1) 小規模の個人事業主(従業員20人以下(商業又はサービス業は5人以下))
- (2) 事業開始後10年未満の個人事業主
- (3) 小規模企業(法人)(従業員20人以下(商業又はサービス業は5人以下))
- (4) 設立後10年未満で資本金3億円以下の法人

※ (3)及び(4)については、大企業の子会社など支配法人のいる場合を除きます。

3 軽減申請の手続き及び提出書類

特許庁に出願審査請求書、特許料納付書、国際出願の願書、予備審査請求書を提出する際に、料金の軽減を受けるための「軽減申請書」及び、「証明書類」を書面にて特許庁に提出します。

4 軽減申請先〔中小ベンチャー企業、小規模企業等を対象とする減免制度〕

〒100-8915
東京都千代田区霞が関三丁目4-3
特許庁
電話：03-3581-1101

◆申請書の様式、及び、申請書類の作成方法等詳細は、特許庁のホームページ『中小ベンチャー企業・小規模企業を対象とした審査請求料・特許料の軽減措置について』をご覧ください

https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/chusho_keigen.html